

児童福祉法に基づく指定事業者の指定の取消しについて

尼崎市は、次の事業所について監査を実施した結果、不正の手段による指定障害児通所支援事業所の指定等の事実が認められたため、児童福祉法（以下「法」という。）法第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業所の指定を取り消しました。

1 対象事業者及び事業所

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 合同会社T興業（尼崎市東園田町5丁目93番地の2） |
| (2) 事業所の名称 | いるか雲 |
| (3) 指定年月日 | 平成29年8月1日 |
| (4) 事業内容 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

2 指定取消日

令和2年12月4日（取消処分の効果は指定日に遡及する）

3 指定の取消しを行う理由

- 法第21条の5の24第1項第3号（人員基準違反）に該当する事実について
平成29年8月1日から令和元年7月1日に休止するまでの間、基準上、配置しなければならないサービス提供職員の員数が不足していたこと及び配置しなければならない常勤の児童発達支援管理責任者、常勤のサービス提供職員が配置されていなかった。
- 法第21条の5の24第1項第4号（運営基準違反）に該当する事実について
ア 利用者負担額を適正に受領していなかった。
イ 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていなかった。
ウ 管理者は、従業者の管理及び業務の管理等を一元的に行っておらず、また、従業員に基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。
エ 指定児童発達支援事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービス提供をしなければならないが、他の法人が運営する他の事業所の従業員によりサービス提供をしていた。
オ サービス提供に係る必要な事項の提供記録を整備していなかった。
- 法第21条の5の24第1項第5号（不正請求）に該当する事実について
平成29年8月1日以降、基準上必要とされる常勤の児童発達支援管理責任者を配置しておらず、また、必要とされるサービス提供職員の員数が基準を下回っているにもかかわらず、利用者を受け入れ、人員欠如による障害児通所給付費の減算を行わず障害児通所給付費を請求し、不正に受領した。
- 法第21条の5の24第1項第6号（虚偽報告）に該当する事実について
監査において、実際には当該事業所の業務に従事していない者を配置していたとする「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成し、勤務実績として提出した。
- 法第21条の5の24第1項第8号（不正の手段による指定）に該当する事実について
新規指定申請時に常勤で勤務する予定としていた管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、指導員がいずれも常勤で勤務できなくなったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者としての指定を受け、事業を開始した。

4 報酬等の返還

事業者の指定が不正の手段による指定であったため、指定時より障害児通所給付費を受ける地位になかったことから、法第57条の2第2項の規定に基づき、指定以降に受領した障害児通所給付費について全額返還を求め、当該額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た加算額の

徴収を行う。

【返還請求額】約380万円（返還対象額：約270万円、加算額：約110万円）

以上